

今治市行政組織図(令和5年度)

部は ■ 局は ■ 課は ■

()内は、行政組織規則における出先機関、教育委員会事務局規程における教育機関等及び公営企業規程における出先機関
ただし、主幹を置く出先機関等については、課の下段に記載している。
福祉事務所、選挙管理委員会、農業委員会の分室は、すべての支所に分室が所在しているため記載を省略する。
R5定数内





